

議案第48号

鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例及び鹿児島県事務処理の特例に関する条例
の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例及び鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例及び鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一
部を改正する条例

(鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第1条 鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年鹿児島県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項及び第7項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

(鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表総務部の表2の項第2号中「公告又はインターネットの利用による」を削り、同項第3号中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。

(提案理由)

特定非営利活動促進法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。